

改正後

現行

(4) 対象児童の預かりについては、指導医・嘱託医と相談の上、一定の目安(対応可能な症例や利用時間等)を作成するとともに、保護者に対し周知し、理解を得ること。

5 感染の防止

- (1) 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他の児童への感染に配慮すること。
- (2) 体調不良児対応型実施保育所においては、他の健康な児童への影響がないよう、実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けるなど適切な環境を確保し、職員及び他児の往来を制限する措置を講じること。
- (3) 児童の受け入れに際しては、予防接種状況を確認するとともに、必要に応じ接種するよう助言すること。

6 実施方法

- (1) 3の(1)及び(2)の事業について、実施施設が医療機関である場合、当該施設の医師、指導医、協力医療機関から、本事業の対象児童として受け入れて差し支えない旨の確認を受けること。
- (2) 3の(1)及び(2)の事業について、実施施設が医療機関でない場合、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票(別紙3様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。)により、症状を確認し、保護者と協議の上、受け入れの決定を行うこと。
- (3) 保育所登所前からの体調不良児については、地域の病児・病後児を預かる施設を活用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

7 事業の実施手続

- (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うものとする。
- (2) この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を準備しておくこと。

8 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

5 事業の実施手続

- (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を準備しておくこと。

6 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

改正後	現行
<p>(2) 3の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p> <p>9 経過措置</p> <p>(1) 3の(1)及び(2)の事業については、当分の間、従前の職員配置により実施して差し支えないものとする。</p> <p>(2) 従来の派遣型一時保育及び施設型(C型)の実施施設については、当分の間、従前の例により実施して差し支えないものとする。</p>	<p>(2) 登所前からの体調不良児の預かりについては、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>

改正後	現行
<p>別添4</p> <p style="text-align: center;">待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1) 現行どおり (略)</p> <p>(2) 3の(5)の事業については、認可外保育施設等の利用家庭に対する支援を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(3) 3の(6)の事業については、認可外保育施設への衛生・安全対策を通じて、児童の健全育成の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現行どおり (略)</p> <p>(2) 現行どおり (略)</p> <p>(3) 3の(4)及び(5)の事業の実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>(4) 3の(6)の事業の実施主体は、市町村とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション試行事業 現行どおり (略)</p>	<p>別添4</p> <p style="text-align: center;">待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1) 3の(1)～(4)の事業については、増大する保育需要に対応するため、保育サービスの供給増のための事業を実施し、もって保育所入所待機児童の解消を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 3の(5)及び(6)の事業については、障害児保育の推進を図るとともに、認可外保育施設等の利用家庭に対する支援を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(3) 3の(7)の事業については、認可外保育施設への衛生・安全対策を通じて、児童の健全育成の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 3の(1)及び(3)の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。ただし、この事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。</p> <p>(2) 3の(2)の事業の実施主体は、市町村とし、家庭的保育を行う者(以下「家庭的保育者」という。)又は保育所を経営する者に委託するものとする。</p> <p>(3) 3の(4)～(6)の事業の実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>(4) 3の(7)の事業の実施主体は、市町村とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション試行事業</p> <p>① 事業内容 駅前等利便性の高い場所に設置した送迎保育ステーションにおいて、郊外の複数の保育所への送迎及びそれに伴う保育(以下、「送迎保育」という。)を実施する事業。</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア この事業の対象となる児童は、住居地と保育所が離れている又は開所時間がニーズに合わないという理由により、送迎保育が必要となる児童であること。</p> <p>イ 事業に支障のない範囲内で、保育所又は放課後児童クラブの閉所後に当該施設の利用児童を、バスで送迎保育ステーション又は夜間受入れが可能な保育所に送る事業を併せて実施することができるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(2) 家庭的保育事業            ① 事業内容            ア 家庭的保育事業            家庭的保育事業の実施に当たっては、以下のいずれかによるこ</p>	<p>ウ 対象児童は事前に市町村に登録することとし、登録児童数が概ね20人以上であること。            エ 事業を担当する保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの保育の際は保育士2人以上、バスで送迎するに当たっては、保育士1人以上(運転手を除く)をそれぞれ配置すること。            オ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎保育を合わせて1日につき4時間を原則とし、その地域における児童の保護者の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長がこれを定めること。            カ 実施場所については、保育所のほか、公共的施設の空き部屋や建物の貸与を受けた施設においても実施できるが、この場合においては当該施設が建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準を満たしていること。            さらに保育室を2階以上に設ける建物は、次の(イ)の要件に、保育室を3階以上に設ける建物は、次の(ア)及び(イ)の要件に該当するものであること。            (ア) 地上又は避難階に通ずる階段が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。            (イ) 保育室、その他児童が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。            キ 乳児の送迎を行う場合には、乳児用補助装置(いわゆる「チャイルドシート」)を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響及びその対応を十分に考慮すること。            ク 家庭や保育所における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて保護者と保育所とが密接な連絡をできるような体制を整えておくこと。            ケ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。            コ 自家用自動車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路交通法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。</p> <p>(2) 家庭的保育事業            ① 事業内容            ア 家庭的保育事業</p>

改正後	現行
<p>ととする。</p> <p>(ア) <u>個人実施型保育</u>  <u>家庭的保育者が、連携する保育所（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、3歳未満児の児童（以下「低年齢児」という。）の保育を行う事業</u></p> <p>(イ) <u>保育所実施型保育</u>  <u>家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童の保育を行う事業</u></p> <p>イ <u>家庭的保育者等研修事業</u>  <u>家庭的保育者等の相互間の交流及び資質の向上等を図るため、市町村が連絡会議、研修等を行う事業</u></p> <p>② <u>実施場所等</u>  ①のアの事業の実施場所等については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 現行どおり（略）</p> <p>イ 現行どおり（略）</p> <p>ウ 現行どおり（略）</p> <p>エ 現行どおり（略）</p> <p>オ 居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があることが望ましいこと。</p> <p>③ <u>家庭的保育者等の要件</u></p> <p>ア <u>家庭的保育者は、保育士又は看護師の資格を有すること。ただし、補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受けた場合にはこの限りではない。</u></p> <p>イ 現行どおり（略）</p> <p>ウ <u>家庭的保育者及び補助者は、保育を行う児童と三親等以内の親族関係にないこと。</u></p>	<p>(ア) <u>家庭的保育者が、保育所又は児童入所施設と連携を図りながら、低年齢児の保育を行う事業（以下「個人実施型保育」という。）</u></p> <p>(イ) <u>保育所が雇用する家庭的保育者が、就学前児童の保育を行う事業（以下「保育所実施型保育」という。）</u></p> <p>イ 家庭的保育者研修事業  家庭的保育者相互間の交流及び資質の向上等を図るため、市町村が連絡会議、研修等を行う事業</p> <p>② <u>実施場所等</u>  ①のアの事業の実施場所等については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 事業の実施場所は、家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所とする。</p> <p>イ 児童の保育を行う専用の部屋を有すること。</p> <p>ウ 児童の保育を行う部屋は、面積9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合は、3人を超える児童1人につき、3.3平方メートルを加算すること。</p> <p>エ 衛生的な調理設備を有すること。</p> <p>オ 居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること。</p> <p>③ <u>家庭的保育者等の要件</u></p> <p>ア <u>家庭的保育者は、保育士又は看護師（看護師資格を有する保健師、助産師を含む。）の資格を有すること。ただし、補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携する保育所又は児童入所施設（以下、「連携保育所」という。）、家庭的保育者を雇用する保育所（以下、「実施保育所」という。）若しくは市町村が実施する研修を受けた場合にはこの限りではない。</u></p> <p>イ 家庭的保育者は、現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと。</p> <p>ウ <u>対象となる児童は、家庭的保育者と三親等以内の親族関係にないこと。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>④ 家庭的保育支援者の要件 家庭的保育支援者は、以下の要件をすべて満たす者であること。 (ア) 保育士又は看護師の資格を有すること。 (イ) 保育所又は家庭的保育における保育の経験を10年以上有する、又は保育所において主任保育士の経験を有すること。 (ウ) 家庭的保育者が休暇等をとることにより保育を一時的に休止する場合には、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うための、 ②のアからオを満たす居宅又は賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所を有すること。</p> <p>⑤ 実施要件 ア 個人実施型保育の実施要件 (ア) 対象となる市町村は次の要件をすべて満たすこと。 a 保育所入所待機の低年齢児がいること。 b 現行どおり (略)</p> <p>(イ) 対象となる児童は、日々保育に欠ける低年齢児であること。 なお、現に家庭的保育の対象となっている児童が、年度途中で3歳に達した場合であっても、当該年度末まで対象とすることができるものであること。 (ウ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。</p> <p>(エ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者が配置されていること。 (オ) 現行どおり (略)</p> <p>(カ) 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所の下に配置すること。 (キ) 家庭的保育者の配置については、家庭的保育者6人から15人に対し1人の配置を標準とすること。</p> <p>イ 保育所実施型保育の実施要件 (ア) 現行どおり (略)</p> <p>(イ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。 (ウ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者が配置</p>	<p>④ 実施要件 ア 個人実施型保育の実施要件 (ア) 対象となる市町村は次の要件をすべて満たすこと。 a 保育所入所待機の低年齢児(3歳未満の児童)がいること。 b 当該市町村内に0歳児保育を行う保育所を有していること。</p> <p>(イ) 対象となる児童は、日々保育に欠ける低年齢児(3歳未満の児童。なお、年度途中で3歳に達した場合は当該年度末まで延長できるものとする。)であること。</p> <p>(ウ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。 (エ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者を配置すること。 (オ) 事業実施に当たっては、家庭的保育者は市町村と委託契約を結んだ連携保育所の支援を受けること。</p> <p>イ 保育所実施型保育の実施要件 (ア) 対象となる児童は、日々保育に欠ける就学前児童であること。 (イ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。 (ウ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者を</p>

改正後	現行
<p>されていること。</p> <p>(エ) <u>家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施保育所の下に配置すること。</u></p> <p>(オ) <u>家庭的保育者の配置については、家庭的保育者6人から15人に対し1人の配置を標準とすること。</u></p> <p>ウ 家庭的保育者等研修の実施要件</p> <p>(ア) <u>家庭的保育者の孤立化の防止及び資質の向上等のため、以下のような研修、連絡会議（以下「研修等」という。）を実施すること。</u></p> <p>a 市町村、家庭的保育者又は家庭的保育支援者が講師、指導者等を招いて定期的に開催する講習、研修。</p> <p>b 家庭的保育者又は家庭的保育支援者が自主的に課題等を設定して随時又は定期的に開催する情報連絡会議等。</p> <p>(イ) 現行どおり（略）</p> <p>(ウ) 現行どおり（略）</p> <p>(エ) 現行どおり（略）</p> <p>エ 連携保育所及び実施保育所の役割</p> <p>連携保育所及び実施保育所は、以下の支援又は業務を行うものとする。</p> <p>(ア) <u>児童の育児、保育に関する相談・指導について知識及び経験を有し、児童福祉施策についても知識を有している保育士等（以下、「担当者」という。）を配置するとともに、緊急時においても連絡が取れるようにするなど家庭的保育者に対する支援体制を整えること。</u></p> <p>また、担当者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。</p> <p><u>なお、家庭的保育支援者を配置する場合については、担当者を配置しないことができるものとするが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援を行うことができる体制を整えておくこと。</u></p> <p>(イ) 現行どおり（略）</p> <p>(ウ) 児童の処遇上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が保育所まで利用児童の送迎を行うこと。</p>	<p><u>配置すること。</u></p> <p>ウ 家庭的保育者研修の実施要件</p> <p>(ア) <u>家庭的保育者の孤立化の防止及び資質の向上のため、以下のような研修、連絡会議（研修等という。以下同じ。）を実施すること。</u></p> <p>a 市町村又は家庭的保育者が講師、指導者等を招いて定期的に開催する講習、研修。</p> <p>b 家庭的保育者が自主的に課題等を設定して随時又は定期的に開催する情報連絡会議等。</p> <p>(イ) 研修等は、年間6回以上開催することとする。</p> <p>(ウ) 研修等の当日は、保育所での保育、代替者による保育、一時保育の利用等について市町村、連携・実施保育所等が調整し、できる限り利用者へ支障が生じないように配慮すること。</p> <p>(エ) 研修等により保育が休みとなること又は普段と異なる保育者、場所等による保育となることについて、事前に保護者に連絡のうえ了解を得ること。</p> <p>エ 連携保育所及び実施保育所の役割</p> <p>連携保育所及び実施保育所は、以下の支援又は業務を行うものとする。</p> <p>(ア) <u>児童の育児、保育に関する相談・指導について知識及び経験を有し、児童福祉施策についても知識を有している保育士等（以下、「担当者」という。）を配置すること。また、緊急時においても連絡が取れるようにするなど家庭的保育者に対する支援体制を整えること。</u></p> <p>なお、担当者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。</p> <p>(イ) 家庭的保育の申込みの代行を行うとともに、市町村の認定を受けた児童の保護者に対して、家庭的保育者のあっせん又は紹介を行うこと。</p> <p>(ウ) 児童の処遇上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が保育所まで利用児童の送迎を行うこと。</p>

改正後	現行
<p>なお、家庭的保育支援者を配置している場合については、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。</p> <p>(エ) 家庭的保育の実施場所を訪問すること等によりその保育の状況の把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、及び必要な指導・援助を行うこと。</p> <p>(オ) 保育する児童の日々の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な処遇が図られるよう、保育内容の計画・管理を行うよう努めること。</p> <p>(カ) 現行どおり (略)</p> <p>(キ) 現行どおり (略)</p> <p>(ク) 現行どおり (略)</p> <p>(ケ) 現行どおり (略)</p> <p>(コ) 家庭的保育者等への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。</p> <p>オ 家庭的保育支援者の役割 家庭的保育支援者は、主にエの(イ)、(エ)、(オ)、(キ)及び(ケ)の支援を行うものとし、その際は、円滑な事業実施が図れるように連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。 なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談に応じ、及び指導・援助を行うために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めること。</p> <p>⑥ 留意点 ア 家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者及び担当者が業務を行うに当たって知り得た個人情報については、当該業務遂行のために必要不可欠な場合以外に用いてはならないこと。 イ 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所や実施保育所等と保護者との間で金銭の授受がある場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。 ウ (略)</p>	<p>(エ) 来所、電話又は訪問等により、家庭的保育者に対し相談・指導を行うこと。</p> <p>(オ) 家庭的保育者の居宅等における保育の状況の把握に努め、必要な援助・指導を行うこと。また、保育する児童の日々の状態を確認し、児童の状態に応じた適切な処遇が図られるよう、保育内容の計画・管理を行うよう努めること。</p> <p>(カ) 家庭的保育者の資質の向上等を図るための集合研修、OJT等を行うこと。</p> <p>(キ) 他の機関等に対応することが適切であると考えられる場合には、他の機関等との連携を図り適切な対応を行うこと。</p> <p>(ク) 家庭的保育者が保育を行う児童を定期的に保育所に招いたり、児童の健康診断を保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。</p> <p>(ケ) 家庭的保育者が休暇等をとることにより、保育を一時的に休止する場合は、当該家庭的保育者に代わって児童の保育を行うこと。</p> <p>⑤ 留意点 ア 家庭的保育者、補助者及び担当者が業務を行うに当たって知り得た個人情報については、当該業務遂行のために必要不可欠な場合以外に用いてはならないこと。 イ 保護者の負担額について、家庭的保育者、連携保育所又は実施保育所が直接支払いを受ける場合は、関係法令を遵守するとともに、徴収に係る必要な帳簿を整理すること。 ウ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p>

改正後

現行

エ 現行どおり（略）

オ 事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入すること。

カ 現行どおり（略）

キ 現行どおり（略）

ク 現行どおり（略）

(3) 認可化移行促進事業  
現行どおり（略）

エ 個人実施型については、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであり、家庭的保育者の居宅において少人数の児童の保育を行うのみの事業は対象とならないこと。  
オ 事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入することが望ましい。  
カ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。  
キ 利用者からの苦情等に係る相談窓口の連絡先について周知を図ること。  
ク 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収、実地指導など重点的な支援を行うこと。

(3) 認可化移行促進事業

① 事業内容

3年を限度に、市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可化移行計画に基づき必要な支援・指導を行う事業。  
なお、この事業は、保育対策等促進事業実施要綱の別添5 保育環境改善等事業実施要綱に基づく認可化移行環境改善事業（以下、「認可化移行環境改善事業」という。）と併せて実施できるものとする。

② 実施要件

ア 市町村は、この事業を実施しようとするときは、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分協議のうえ、当該認可外保育施設とともに認可化移行計画を策定するものとする。  
イ この事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定したものであって、以下の要件をすべて満たす認可外保育施設とする。  
(ア) 要保育児童が多い地域に所在していること。  
(イ) 認可化の意欲があること。  
(ウ) 構造設備や人的配置が概ね児童福祉施設最低基準を満たしており、かつ都道府県等が実施する立入調査において指摘事項がない等、運営や保育内容も一定レベル以上であること。  
(エ) 本事業及び認可化移行環境改善事業の支援を受けることにより、認可化が可能であること。  
(オ) 市町村が策定する認可化移行計画に協力的であること。  
ウ 認可移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる事業のことをいう。

改正後	現 行
	<p>(ア) 保育の内容についての支援・指導・確認 保育士による保育指導や近隣の認可保育所における保育従事者に対する研修の実施。</p> <p>(イ) 施設運営についての支援・指導・確認 帳簿等の管理、人事管理、会計処理等についての専門家からの指導助言。</p> <p>(ウ) 児童の健康管理についての支援・指導・確認 近隣の認可保育所における健康診断や保健師等による相談指導の実施。</p> <p>(エ) 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認 栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容の指導助言。</p> <p>(オ) 関係法令遵守のための支援・指導・確認 用途変更手続きが必要な場合の専門家の指導助言や耐震診断の実施。</p> <p>(カ) その他認可化に必要な支援・指導・確認</p> <p>エ 次の(ア)～(エ)の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。</p> <p>(ア) 目標年次の設定</p> <p>(イ) 認可されるために取り組むべき課題</p> <p>(ウ) (イ)の課題に対する具体的な毎年度の活動計画の策定</p> <p>(エ) 認可移行に係る経費の所要額及びその活用</p> <p>③ 留意点</p> <p>ア 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間が年度をまたがる場合は、前年度の活動計画の達成状況及び前年度の認可化移行促進事業費の活用実績を検証すること。また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可に移行することが困難であると認めた場合、または、やむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には速やかに本事業を中止すること。</p> <p>イ 認可化移行計画に基づき、認可化を図るためには、年度毎の活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。</p> <p>ウ この事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による認可化に向けた保育内容等の指導の他、移行に必要な準備の支援・指導を行うものであるが、この事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差し支えないものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(4) 保育所分園推進事業 現行どおり (略)</p>	<p>(4) 保育所分園推進事業</p> <p>① 事業内容 保育所分園や保育所以外の利便性の高い場所で行う一時保育又は特定保育を推進するため、その施設の運営に係る特別な経費を助成する事業。</p> <p>② 実施要件 本事業の対象となる施設とは、次に掲げるものとする。 ア 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園 イ 保育所以外の場所で以下の事業を実施するための施設 (ア) 保育対策等促進事業費実施要綱の別添1一時・特定保育等事業実施要綱に基づく一時保育促進事業 (イ) 保育対策等促進事業費実施要綱の別添1一時・特定保育等事業実施要綱に基づく特定保育事業</p>
<p>(5) 保育所体験特別事業 現行どおり (略)</p>	<p>(5) 保育所体験特別事業</p> <p>① 事業内容 ベビーホテル利用者など、普段、認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験や保育所入所児童との交流及びベテラン保育士や医師等からのアドバイスを通じて、親子の育ちを支援する事業。</p> <p>② 実施要件 ア 該当する保護者が利用しやすい日(土日祝日も可)を選定して月1回以上実施すること。 イ 児童の発達の観察や保護者からの聞き取り等により、該当する親子の抱える悩みや問題点を的確に把握し、指導計画又は保育計画を策定した上で必要な支援を行うこと。 ウ 児童に対しては、集団活動を通じた子ども相互の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果等が期待される計画策定に配慮すること。 エ 保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方・タイミングや絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などの効果等が期待される計画策定に配慮すること。 オ この事業は認可保育所を利用していない親子を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子やひきこもり親子等がこの事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけるものとする。 カ 市町村及び実施保育所は、この事業の実施について、広報紙等を活用するほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診の機</p>

改正後	現 行
<p>(6) 障害児保育円滑化事業</p> <p>[削除]</p> <p>(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>① 事業内容 現行どおり (略)</p> <p>② 実施要件 ア 現行どおり (略)</p> <p>イ 既存の健診制度等を活用するなどして柔軟に実施する。</p>	<p>会をとらえて、関係機関との連携・調整に努めること。</p> <p>③ 留意点 ア 親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象とならないこと。 イ 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあっては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。</p> <p>(6) 障害児保育円滑化事業</p> <p>① 事業内容 保育所において、軽度障害児を含め障害児を4人以上受け入れるために掛かる特別な経費の助成を行う事業。</p> <p>② 実施要件 対象となる障害児は、次に掲げるものとする。 ア 保育に欠ける障害児であって、集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。) イ アに該当する者を除き、保育に欠ける次の各号のいずれかに該当する障害児 (ア)「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童 (イ)「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発見第156号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている児童 (ウ)その他前各号のいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所等の公的機関から認められた児童</p> <p>(7) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>① 事業内容 市町村が必要と認めた認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員に対する健康診断を実施する事業。</p> <p>② 実施要件 ア 感染症罹患等の有無を発見するため、市町村が受診する必要を認める検査項目について健康診断を行う。 イ 感染症等に係る健診について既存の健診制度等を活用するなどして柔軟に実施する。</p>